

基礎」までに示す内容に充てる授業時数の合計及び「G家庭生活」から「K保育」までに示す内容に充てる授業時数の合計については、いずれかに偏ることなく配当して履修させることとしたこと。

(2) 学習指導上の留意事項

ア 平成12年度の第1学年並びに平成13年度の第1学年及び第2学年の技術・家庭の指導に当たっては、卒業までに新中学校学習指導要領に規定するすべての生徒に履修させる内容（「技術分野」、「家庭分野」の内容のA及びBのそれぞれ(1)から(4)に示されている内容）を履修させるように、3年間を見通した全体的な指導計画を作成すること。また、「技術分野（現行学習指導要領の場合「A木材加工」から「F情報基礎」までに示す内容）」に充てる授業時数及び「家庭分野（現行学習指導要領の場合「G家庭生活」から「K保育」までに示す内容）」に充てる授業時数については、いずれかに偏ることなく配当して履修させるように配慮すること。（次官通知の記の第2の4(3)ウ関係）

イ 実践的・体験的な学習活動を中心とし、ものづくりの楽しさや完成の喜びを体得させるようにするとともに、生徒が自分の生活に結びつけて学習できるよう、問題解決的な学習を充実すること。

10 外国語

(1) 移行措置の内容（告示10関係）

平成12年度の第1学年並びに平成13年度の第1学年及び第2学年の外国語の指導については、筆記体の指導を省略することができるようにしたこと。

(2) 学習指導上の留意事項

各言語活動の指導に当たっては、実践的コミュニケーション能力の育成に重点を置くこととし、各学年における指導を弾力的に行うようにするとともに、特に「聞くこと」「話すこと」の言語活動を重視し、指導内容や指導方法を工夫すること。

11 道徳

(1) 移行措置の内容（告示11関係）

各学年の指導については、新中学校学習指導要領によることとしたこと。

(2) 学習指導上の留意事項

道徳については、心の教育を充実する観点等から、移行期間中から新中学校学習指導要領によることとしているので、特に、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、国際社会に生きる日本人としての自覚が身に付くようにすることなどに配慮するとともに、ボランティア活動や自然体験活動など体験活動を生かすようにすること。

12 特別活動

(1) 移行措置の内容（告示12関係）

各学年の指導については、新中学校学習指導要領によることとしたこと。

(2) 学習指導上の留意事項

特別活動については、心の教育を充実する観点等から、移行期間中から新中学校学習指導要領によることとしているので、その趣旨の実現を図ることとし、特に、社会の一員としての自